

木曽警察署大桑村駐在所建設工事

再度公告の変更点等について

1 適用単価の変更（令和8年7月⇒令和8年8月）

- ・ 令和8年7月単価から同年8月単価へ変更

2 外構工事の一部を別途工事へ変更

- ・ アスファルト舗装、車止めブロック、駐車区画線、車いすマークを別途工事とする
- ・ 図面・・・A-34、A-35

3 工期の変更

- ・ 工事開始日から約210日間 ただし令和9年3月19日までを
工事開始日から約180日間 ただし令和9年3月26日までに変更

4 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項の一部変更

- ・ 資格総合点数964点以上から821点以上へ変更